

令和4年第5回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和4年5月30日（月）
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階第2会議室
開 会	令和4年5月30日（月） 14時55分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 9人</p> <p>委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 11番 武田 住男 委員</p>
欠 席 委 員	1番 和田 義雄 委員 10番 村瀬 和樹 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 村 瀬 厚 次長 岡 田 剛 係長 今 井 康 太 主事 増 田 成 美</p>

付 議 事 項	議案第 1 号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第 2 号	特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について
	専決第 1 号 専決第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	現況証明願について

<p>開会</p>	<p>(14:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和4年第5回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第5回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に7番の山本 裕子 委員と、8番の萩野章 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>議案第1号について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>今回の申請は、分家住宅建築による農振除外案件です。</p> <p>申出地は、愛知ヤクルト工場から南に約360メートルの位置に所在し、地目は田、現況は畑で面積は499㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況について、非補助融資事業種木地区の土地改良を完了している農振農用地です。</p> <p>申出者は、現在妻と二人で豊明市の賃貸アパートに居住しています。</p> <p>今後の家族計画を考えると、現在の住居では手狭になることが考えられるため戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>申出者の両親は、当該申出地の西に隣接する土地に居住しており、申出地を畑として利用していましたが、近年は両親とも体調を崩し、管理に困っている状況です。</p> <p>今後の両親の介護のことも考え、本家の近くで住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>申出者に自己所有地はなく、両親に相談したところ、親族が所有する土地で建築可能なのは申請地のみであったため、やむを得ず申請地が選定されたものです。</p> <p>場所は集団の農用地内ですが、宅地に隣接しており、周辺部にあたりません。</p> <p>また、排水については、汚水は申出地西側の接続道路内の下水管に接続し、雨水は申出地東側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>申請地周辺における担い手の農地集積には支障ないと</p>
-----------	---	--

		<p>思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障ありません。</p> <p>以上から除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について満たしていると思われます。</p>
	議長	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	委員 事務局	<p>申請地でなぜ除外が可能なのか。</p> <p>既設の農地以外の土地に隣接しているため、除外は可能となりますが、申請地以外の親戚などが所有する土地は建築可能な土地がなく、申請地を選定したものになります。</p> <p>都市計画法の許可見込みがあるか、農用地の除外の基準を満たすかなど全ての要件を満たす場合は除外ができる可能性はあります。</p>
	委員	<p>今回の案件は、分家住宅であるため除外が可能なのか。</p> <p>周辺部という取扱いがあるため、宅地に近接しているかや集落の拡大を考えると、除外はやむを得ない判断になる場合があります。</p>
	議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第2号を上程。</p> <p>議案第2号について、事務局に説明を求める。</p>
	事務局	<p>特定農地貸付法の正式名称は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律と言います。</p> <p>この特定農地貸付とは、農地を農業者以外のものに貸し付けることを言い、一定の要件を満たす場合に認められ、市民農園などを開設・運営する場合に活用されています。</p> <p>このような趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例の措置が講じられているものです。</p> <p>貸付けることのできる農地は、営利を目的としない農作</p>

	<p>物栽培を目的とすること、1区画が10a未満で相当の者を対象に定型的に貸付けること、貸付期間が5年を超えないことなどの条件を満たさなければならず、また、貸付けについて農業委員会の承認を必要とします。</p> <p>農業委員会の承認を受けるためには、利用に関する基本的ルールとして貸付規程の提出が必要であり、農業委員会は、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適当な位置にあるなど一定の要件に該当する場合は承認するものとなります。</p> <p>今回の申請をする事業者は個人事業主です。</p> <p>土地所有者は、名古屋市の方です。</p> <p>申出地は、尾三消防本部日進消防署から西に約480メートルの位置に所在し、面積は3筆合計で1,914㎡、地目は田、現況は荒廃した畑です。</p> <p>事業者は、管理に困った農地を活用し、地産地消を目的に、市民が安心して安全な野菜づくりを行える市民農園の管理運営を行おうとするものです。</p> <p>農園名を「オールフォーユー」と名付け、1区画15㎡で全64区画を設ける計画です。</p> <p>貸付期間は1年間とし、最長で5年継続できます。賃料は1区画あたり年間12,000円を予定しています。</p> <p>また、行為制限を規定しており、農地内でのごみ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為を規程しています。</p> <p>適正な管理運営をすることを約束する貸付協定を令和4年5月6日に日進市との間で締結しています。</p> <p>管理運営に関する事項、利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めています。</p> <p>事業計画について、農園利用者は、市民や市外住民と利用範囲を広く設定しています。</p> <p>近くに住宅があるため、利用者にはマナーの徹底をしていくこととしています。</p> <p>64区画を設けるとともに、必要最小限の倉庫等の設置を予定しています。</p>
--	---

<p>議長</p>	<p>水は、通水期はパイプラインを利用します。 今回の事業計画等からは、市民農園として利用することが、周辺農地へ及ぼす影響もないと思われまので、新たな市民農園設置に問題はないと思われま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p> <p>駐車場は設置するの。</p> <p>駐車場は場内には設けていないため、周辺に配慮しながら使用していただくことになりま。</p> <p>農地部分に余剰スペースがあるため、一時的に駐車できるスペースを設けると聞いていま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>64区画ある中で、駐車場がないと難しいのではない。</p> <p>懸念されるような状況を許容できる駐車スペースがあるため問題ないと思われま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>事業者は問題なく事業を遂行できる。</p> <p>農業経験は少ないため、これから利用者の皆さんと一緒に経験を積んでいく予定。</p> <p>また、地元の農家とのつながりが多いため、その方たちに教えてもらいながら利用者にも指導していくと聞いていま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>歩行者も多いため、駐車スペースを確保しないと歩行者にも迷惑になるのではない。</p> <p>一時的に10台程度は駐車できるスペースは確保できると聞いているため、支障ないと思われま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>給水について、水は通年で出るの。</p> <p>愛知用水の給水期間になるため、通年で水は出ません。 市民には、できるだけ公共交通機関でお越しいただくよう周知していきま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>機械は持っているの。</p> <p>事業者自身は所有しておらず、利用者それぞれに道具を用意してもらいますが、初めは事業者で耕起作業をしま。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>営利を目的としないとのことだが、市民農園内で栽培した作物を他の利用者に販売することは可能。</p> <p>あくまで、自家消費が目的の市民農園であるため市民農</p>

	議長	園内での販売は禁止します。 その他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (賛成多数)
	議長	議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
	議長 事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告) 専決1号 5条届出 4件 専決2号 18条通知 4件
	議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	議長 事務局	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)
	議長	現況証明願について その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 令和4年6月29日(水) 午後3時 南庁舎2階第5会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(16:10)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日 議事録署名者 7番委員

議事録署名者 8番委員